

十三世紀イングランドにおける

羊毛輸出貿易とその基盤

——封建的市場構造〔Ⅱ前期〕把握への一操作——
『永遠に主を讃えん 羊はすべてものを購⁽ⁱ⁾えばなり』

近藤 晃

目次

- 一 序説 問題の所在と限定
- 二 北西部教会領と羊毛貿易——ペゴロッテイ・リストを中心として（以上本号）
- 三 北西部所領における羊毛販売契約と《arthe》
- 四 領主による羊毛の転売体系たる《collecta》と「讓渡利潤」
- 五 結び

一 序説 問題の所在と限定

本小論は、主として十三世紀のイングランド北西部における封建的土地所有と羊毛輸出貿易との接触点に注目しつつ、そこに発生する若干の特徵的な事象の検討を通じて、当該地方の所領経済が提示する個性的な『対応的動向』についてさざやかな考察を加えようとするものである。

十三世紀イングランドにおける羊毛輸出貿易とその基盤

(一) E. Power, *The Wool Trade in English Medieval History*, 1941, loc. cit.

〔二〕 周知のように、十二世紀中葉、あのプランタジェネット王朝の確立期をほぼその契機として、北海・バルト海沿岸諸邦、ネーデルランド、カレイを基点とする北フランス、南仏ギヤスコニイ地方、さらには地中海沿岸地域等々とともに、イングランドは中世ヨーロッパにおける国際的分業園の一環を形成し、みずからかかる基盤にたつ遠隔地間貿易市場の主要な組成因子として逸すべからざる役割を担ってきた⁽²⁾。当時あのカロリンガー^{ツァイト}期の「衰退の時代」がヨーロッパにおける辺境地域、とりわけ地中海貿易圏のイニシアティブによって次第に克服され、漸くヨーロッパ遠隔地貿易の「好況期」(Hochkonjunktur)を現出しつつあった。この貿易市場の動向は、ふるくはアンリ・ピレンヌによって『商業の復活』とよばれ⁽³⁾、また近年ドゥ・ルーヴァが商業の技術的な発展に着目しつつ『商業革命』に擬したところであるが⁽⁴⁾、こうした初期の貿易市場の一翼を担うイングランドは、当時、主として四つのルートをとって遠隔地市場に接触しつつ素材の転換を果していたのである。第一のそれはカレイ Calais に通じ、第二のルートはネーデルランド・フランドルに連なるものであったが、後者は、当時「織布工と縮絨工の国」とさえいわれたこの地方の先進的な毛織物工業を媒介環として、さらに遠く地中海沿岸や大陸の市場に到る広汎な拡がりをもつものであった。また第三の貿易ルートとしては、スカンディナヴィア諸邦・プロイセン・アイスランドを結ぶものがあり、最後に南欧ギヤスコニイ・スペインを経由して地中海貿易圏に直結するコースが存在する⁽⁵⁾。そして、かかるイングランドとその周辺に展開する遠隔地貿易は、殊に穀物と羊毛の輸出貿易を基軸として、着実な価格騰貴——地域的な差異を含むとはいえそれ自体全ヨーロッパ的規模をとる貿易市場発展の指標にほかならない——を伴ないつつ一つの「好況期」を現出していたのである。このことは最新の研究水準が既に一致して指摘してきたところである。またこれとま

さしく時期を同じくして、あのハンリー二世による《Tallage》の改革が不動産課税から取引高課税への転換という線にそって遂行された事実⁽⁷⁾、またジョン王の《Fifteenth》の設立により王室収入たる輸出入関税が旧来の現物形態から総取引額にたいする定率の貨幣形態に改められた事実等がみられ、事態の重要性を表示している。

(2) 十三世紀当時のヨーロッパ貿易市場の一般的な構造については、Herbert Heaton, *Economic History of Europe*, 1948, pp. 144-5. に挿入された地図が鳥瞰的な展望を与えてく。

(3) Henri Pirenne, *Economic and Social History of Medieval Europe*, 1938, trs. by I. E. Giegg, Chap. I, pp. 26 seq. (増田・小松・高村・高橋・松田・五島共訳「中世ヨーロッパ社会経済史」三三頁以下)の「商業の復活」に関する古典的な記述をみよ。

(4) cf. R. de Roover, *The Commercial Revolution of the Thirteenth Century*, *Bull. of Bus. Hist. Soc.* XVI, 1949; cited in: F. C. Lanes & J. C. Riemersma (ed.), *Enterprise and Secular Change*, 1953, pp. 80-5.

(5) 十三世紀当時のインスマンズの外国貿易については、E. Carus-Wilson, *The Medieval Merchant Venturers*, 1954, Introduction; D. T. Williams and R. A. Pelham, *Medieval Foreign Trade*, in: H. C. Darby (ed.), *An Historical Geography of England before A. D. 1800*, 1951; M. M. Postan, *The Trade of Medieval Europe: the North*, in: M. M. Postan and E. E. Rich (ed.), *The Cambridge Economic History of Europe*, Vol. II, 1952, 等々、信頼すべき概観が示されている。

なお当時イングランドに輸入されていた商品としては、フランスからは大青(青色染料)・塩・石材、またスペインから良質の羊毛・皮革・鉄、ネーデルランドから毛織物・リンネル・鯨等が、ドイツからは主としてハンザ商人により穀物・木材が、ヴェネチア・フィレンツェの商人によって東方の香料・金糸織等の「奢侈品」が、それぞれ搬入されていた。しかし、輸入商品のうち何にもまして重要な歴史的意義をもつものは、当時の史料が「ギヤスモニイ」の名称で総括した西南フランス(厳密な地域的限定を加えることは困難であるが、つねにポルドウBordeauxを含む地域)から齎されるブドウ酒である。この地方をめぐる英・仏の政治的変遷についてまた十四世紀における関税体系を基軸とする王権の市場規制の展開について、このブドウ酒輸入貿易の担った役割は大きい(差しあたりE. Carus-Wilson, *The Effects of the Acquisition and the Loss of Gascony*

on the English Wine Trade. in: Carus-Wilson, op. cit. Chap. III. 247. F. Sargeant, The Wine Trade with Gascony. in: G. Uwin (ed.), Finance and Trade under Edward III. 1918. 267.)

(9) 例へば Postan, Camb. Econ. Hist. II, pp. 165-8, etc. における概観をみよ。また最新のモンタギューの Great Rolls of the Pipe を史料として採られた穀物価格に関する D. L. Farmer, Some Price Fluctuations in Angevin England. Econ. Hist. Rev. 2nd Series, Vol. K, No. 1, 1956. がかかる傾向を析出している。

(10) C. Stephenson, Borough and Town: A Study of Urban Origins in England, 1953. pp. 164-6, 170-1.

(11) N. S. B. Gras, The Early English Custom System. 1918. Pt. I, Chap. I, esp. pp. 48-58, etc. 他方、イングランドから輸出されていく商品もきわめて多岐にわたっており、錫・石炭・金属製品・皮革製品・酪農製品・鶏類、等々を含むのであるが、とりわけ穀物と羊毛、それに後期における毛織物の三者はイギリス中世史のうえに拭く難くその足跡を留めるものである。ことに、当面十三世紀における貿易市場と封建的土地所有の対応構造に分析の焦点がおかれる場合、前二者の占める規定的意義はとくに重要である。

なお、イギリスにおける封建的関税制度の発展過程はそれ自体イギリス封建社会史の一つの基本問題として注視されるべきところであるが、それについては別稿において検討を加えるはずである。

〔二〕さて、このような当時の遠隔地貿易の動向に依じて、所領経済の構造のうえに多かれ少かれ農奴制（＝賦役制）再編成への気運が打出されたことも研究史のひとつしく指摘したところである。例えば、かつて M・M・ポスタンは十三世紀のイングランドにおける所領経済の特徴的な動向について、これをとくに市場的諸条件に照しつつ、次のような総括を試みている。――

『必ずしも貨幣経済の発達は……あの偉大な〔農奴〕解放への力とはなっていない。自由な土地なき労働の大きな供給源を欠き自由な国家の法律的・政治的保護をもたない場合には、市場の発展は……賦役の衰退に結果すると同じように、またその増大にも着帰する可能性をもっている。海外市場のための穀物生産が最も急激に増大したときに

東ドイツにおいて賦役の増大というパラドクスがみられたのも、また、中世を通じて市場のための農業生産が最高度に発展を上げた時期に、またそうした地方で、イングランドにおける賦役の増徴というパラドクスが存在するのも、まさしくそのためにほかならない。』⁽⁹⁾

またこのポスタンの成果とともに、われわれはさらにあの動態的視角からする E・A・コスミンスキーの所領形態論を得ることができた。⁽¹⁰⁾この両者のある意味で劃期的となった研究に立脚するならば、かつて「最盛期」を規定するイギリス封建的土地所有の普遍的な形態と目されたあの十三世紀の「古典荘園」⁽¹¹⁾に関するわれわれの見解も自ら異らざるをえないのである。すなわち、第一に、地域的にみた場合、いわゆる「マノリアル」な構成を示す「古典型」所領の存在が検出できる範囲は著しく局限されなければならないことである。いま、H・L・グレイ H. L. Gray⁽¹²⁾ ならい、ポストンとグロスターを結ぶ線を想定するならば、その線から東南にあたる地域とりわけサフォーク、ケムブリッジ、ノーサムプトンにおいて僅かに「古典型」マナーの支配的存在が主張できるにすぎない。しかも、これら三つの州を含めた東部九つの州ですら、あの《*Inquisitiones post mortem*》⁽¹³⁾の示唆する限り、全農民負担のなかに賦役の占めていた割合は僅か三九パーセントにすぎなかつた。さらに、サリー、サシックス、ハムプシャー、グロスターシャーを含めた南部八州では、賦役の比重は二四パーセントに下がり、農奴身分の発展が特徴的にみられるミッドランド南部においてさえもたかだか二三パーセントが記録されたに留まる。

これにたいし、われわれのポーター・ラインから北西に溯るにともない、賦役とその物的客体的条件たるいわゆる「マノリアル・エレメント」の存在はますます微弱となり、たとえば、ヨークシャーに関する賦役の比率は僅か八パーセント、いわゆるノーサムブリア Northumbria 三州で一四パーセントとなっている。しかしながら、これらの北

部諸州では、とくに、生産物地代が特徴的な存在を示し、貨幣地代(フリーレント)(自由保有地代を含む)の約六〇パーセントに
いで、二九パーセント強が記録されている。⁽¹³⁾

このように賦役の・したがってまた「古典型」マナーの存在範囲は十三世紀において実は著しく限定されていたの
であるが、その地理的分布の偏向はイギリスの秀れた実証的モノグラフととも(14)に次のような問題の所在を指示して
くる。すなわち、マナーの「古典学説」のためにその立論の基礎を与えた十三世紀の「古典型」の封建的土地所有は、
当時イギリス遠隔地貿易の有数な拠点として繁栄しつつあった東南岸諸港(Hull, Boston, Lynn, Southampton,
etc.)、およびこれらを背景とする巨大市場(15)に最も緊密な関係を保ちえたところの、あの東南部の巨大所領における賦
役体制であり、しかもそれは「交換価値の生産」を基本的な課題とする農奴制的支配の体系として再出・確保され
たところの賦役制である。と。また、内的編制からすれば、これらの巨大所領では、農奴賦役の強化・自由保有農民およ
び《cottarii》等下層農民の賦役制への編成と《operarii》への転化・保有地再分化による賦役の増徴・そして領主
直営地の拡大と集結といった一連の賦役制的諸条件(主体的・客体的)の成熟過程がまさに特徴的に打出されるので
あるが、他方では、広範囲に分散している直営マナー群の統一的組織的管理機構の確立・強化のために、殊に直営
地生産物の流通機構の維持のために、これまた農奴賦役の一形態たる「運搬賦役」(carragium)の利用が逸すべ
からざる役割を担ったのである。⁽¹⁶⁾その結果、直接生産者たる農民は原則として流通過程から排除されて賦役制のもと
に固定され、そのゆえに時間的・空間的に必要労働から分離した剰余労働の対象化形態たる直営地生産物のみが領主
により独占的・強力的に市場に投入されたのである。

かく、《Hundred Rolls》と《Inquisitions post mortem》とさう「公式文書」(public record)の統計

的な検討の成果として、コスミンスキーは次のようなダイナミックな概観を導いている。

『この時期のイギリス農村の支配的な傾向は貨幣地代の発展であり、十三世紀には既に封建地代の主要な形態となつた。しかし、それと並行して賦役もまた残存し所によっては発展しさえしたのである。農民経済における〔商品〕交換の発展は、それが直接地方市場に貢献しようとする仲買商人の手を経て、と遠隔の市場に資せうとも、それは貨幣地代の発達に帰結する。他方、領主経済における交換の発展は賦役の発展に結果するのである……。』⁽²¹⁾

(20) M. M. Postan, *The Chronology of Labour Services. Transactions of the Royal Historical Society.* 4th Series, Vol. XX, 1938. 早稲田大学経済史学会編「英吉利経済史研究資料」(増補改訂版)二〇八一—九頁。

(21) *The Hundred Rolls of 1279—80 as a Source for English Agrarian History.* *Econ. Hist. Rev.* Vol. I, No. 1, 1931; *Services and Money Rents in the 13th Century.* *Econ. Hist. Rev.* Vol. V, No. 2, 1935. なお後者については、大塚久雄教授による紹介「イギリス荘園の研究に關する最近の傾向」(同著『近代資本主義の系譜』)その他があり、また両者ともにコスミンスキー著「イギリス封建地代の展開」(秦文竜訳)の一篇として上梓されているが、彼の研究のほぼ全容に近いものが近年英訳版として出版されてゐる。E. A. Kosminsky, *Studies in the Agrarian History in the Thirteenth Century.* ed. by R. H. Hilton, translated from Russian by R. Kisch. 1956.

(11) 例を以て F. Pollock and F. W. Maitland, *History of English Law.* 2nd ed. 1952. Vol. I, pp. 596—7. *クニムンダの記述その他をみよ。*

(2) H. L. Gray, *The Commutation of Villein Services in England before Black Death.* *Eng. Hist. Rev.* Vol. XXIX, No. CXVI, 1914. グレイがこの論稿において始めて「金納化」問題に地域的偏差の観点を導入し、研究史の新段階のために有力な素地を提供したことは正しく評価するべきである。彼が主として『*Inquisitiones post mortem*』から検出した十四世紀の事態は、十三世紀についてコスミンスキーが試みた概観とまさしく符合するものである。

『金納化は世俗領でも教会領でもほぼ同様な仕方で行進したように思われる。すなわち、ボストンからグロスターにかけて引

た線の北に西に存在する地域では、賦役の課された例はきわめて稀であるが、しかしこの線の南に東では、すべての州で賦役に接するはずである。そして、ある地方では例外というよりはむしろ支配的でさえあった。』(ibid.; 前掲「資料」一二六頁)

(13) 十三世紀イングランドにおける地代形態の分布状況については、ユスミンスキーが四六〇の事例をえて作成した次頁の表

I が雄弁な描写を行っている (ditto, Studies in the Agrarian History of England. pp. 194—5)。

(14) まず、この種のモノグラフとして第一に掲げねばならぬものは、エドワード・ミラー E. Miller の労作、The Abbey and Bishopric of Ely. 1951 であろう。とくに賦役と貨幣地代の並行的発展という巨大教会所領内の矛盾の様相の描写において、また分散する直営地群の統一的管理方式の検出において、ミラーの研究は類書に絶した成果を示している。その他、N. Neilson, The Economic Conditions on the Manors of Ramsey Abbey. 1898.; M. Morgan, English Lands of the Abbey of Bec. 1953.; H. P. R. Finberg, Tavistock Abbey. 1951.; F. G. H. Davenport, The Economic Development of a Norfolk Manor. 1960.; N. S. B. & E. C. Gras, The Economic and Social History of an English Village. 1930.; etc. が、最新の研究成果の正しさを立証すべき幾多の局面を提示している。

(15) 東南岸諸港とそれらに直結する巨大市場が当時どれ程の規模において繁栄を示していたかは、以下の三つの統計表 (I・II・W・) から明かとならう。

(16) かかる特殊な諸条件から規定される「古典荘園」的「反動的」賦役制の内部構造については、さきに岡田与好氏が示唆に富む力稿を公表されたが、氏は主として生産過程に即した視角から総括的な展望を試みておられる(同氏「イギリス・マナー崩壊の基本的特質——農業における資本主義形成の歴史的前提——」東大社会科学研究所『社会科学研究』第五卷第二号、第三号)。また、その流通過程については、とりわけ「流通費」の封建的形態の検出に力点をおいて考察を加えた、拙稿「いわゆる『最盛期』にみるイギリス・マナーの流通機構——運搬賦役を中心として——」(立大『立教経済学研究』第九卷第二号)がある。なお、両者の間には段階規定に関し若干の差異がある。その他、大塚久雄著「欧洲経済史」の当該箇所、特に二九—三二頁に問題点の簡潔な記述がみられる。

(17) Kosminsky, Services and Money Rents. p. 43

I. PER CENTAGE RATIO OF MONEY AND LABOUR RENT ACCORDING TO THE INQUISITIONS POST MORTEM

Group and County	Money rent (of freehold)	Money rent (of villein land)	Estimate of labour rent of villeins	Number of surveys used
Eastern Group.				
Essex	32	31	37	61
Suffolk	16	42	42	38
Norfolk	27	41	32	21
Cambridgeshire	45	15	40	8
Hertfordshire		69*	31	9
Huntingdonshire	12		88*	7
Northamptonshire	22	23	55	17
Middlesex	38	29	33	3
Lincolnshire	17	51	32	16
For The Whole Group:	28	33	39	175
South Midlands:				
Bedfordshire	41	42	17	9
Buckinghamshire	31	41	28	10
Berkshire	24	58	18	8
Oxfordshire	25	46	29	10
Warwickshire	23	54	22	9
For The Whole Group:	29	48	23	46
North Midlands				
Rutland	9		91*	4
Leicestershire	13		87	8
Nottinghamshire	23		77	10
Derbyshire	27		73	10
For The Whole Group	18		82	32
Southern Group:				
Surrey	27	52	21	6
Sussex	34	38	28	11
Hampshire	22	53	25	17
Dorset	15	65	20	11
Wiltshire	25	55	20	18
Somersetshire	12	58	30	10
Gloucestershire	8	62	30	11
Devonshire	13	70	17	11
For The Whole Group:	19	57	24	107
Western Group				
Herefordshire		83*	17	5
Worcestershire	22	59	19	8
Shropshire	15	59	26	10
Cheshire	17	62	21	6
For The Whole Group	18	61	21	29
Kent		94*	6	12

十三世紀イングランドにおける羊毛輸出貿易とその基盤

	Money rent Freehold	Villein	Produce rent	Labour Rent	Surveys
Northern Group:					
Northumbria	9	45	36	10	35
Yorkshire	21	52	18	8	21
(Cheshire)	11	41	34	14	6

*The figures halfway between columns indicate that a single total only is available for money rent from free and villein holdings, or that the money valuation of villein labour rent is included in total villein rent.

I. Ranking Boroughs by Danegeld Aids under Henry I

Rank	Borough	Marks	Rank	Borough	Marks
1	London	180	9	Hereford	15
2	Winchester	120	9	Thetford	15
3	Lincoln	80	9	Hertford	15
4	York	60	9	Nottingham	15
5	Norwich	45	10	Huntingdon	12
6	Exeter	30	11	Ipswich	10½
6	Oxford	30	12	Shrewsbury	7½
6	Canterbury	30	12	Bedford	7½
6	Colchester	30	12	Southwark	7½
7	Gloucester	22½	12	Guildford	7½
7	Worcester	22½	12	Derby	7½
7	Wallingford	22½	12	Stamford	7½
8	Cambridge	18	12	Droitwich	7½
9	Northampton	15	12	Winchcombe	7½
			13	Stafford	5

十三世紀イングランドにおける羊毛輸出貿易とその基盤

III. Ranking Boroughs under Henry II
(Average of Aids)

Rank	Borough	Numb. of Aids Assessed	Aver. in Marks	Rank	Borough	Numb. of Aids Assessed	Aver. in Marks
1	London	6	997	19	Worcester	7	41
2	York	7	334	20	Nottingham	4	40
3	Norwich	8	264	21	Bedford	7	39
4	Lincoln	8	246	22	Scarborough	4	39
5	Northampton	6	210	23	Corbridge	7	38
6	Dunwich	4	188	24	Ipswich	6	38
7	Exeter	6	153	25	Carlisle	5	38
8	Winchester	7	124	26	Southampton	4	33
9	Gloucester	7	124	27	Caister	4	33
10	Oxford	6	76	28	Marlborough	5	32
11	Canterbury	7	61	29	Colchester	6	30
12	Cambridge	6	52	30	Godmanchester	4	29
13	Grimsby	4	47	31	Huntingdon	5	27
14	Newcastle on T.	7	46	32	Hereford	8	26
15	Doncaster	5	45	33	Orford	3	22
16	Berkhampstead	4	43	34	Stafford	7	21
17	Lothlingland	3	43	35	Derby	6	20
18	Shrewsbury	7	42				

(Stephenson, *ibid.*, p. 224.)

IV. Fifteenth upon Seaport Merchants (1204)

	£	s.	d.
London	8 3 6	1 2	1 0
Boston	7 8 0	1 5	9
Southampton	7 1 2	3	4 ½
Lincoln	6 5 6	1 2	2
Lynn	6 5 1	1 1	6
Hull	3 4 4	1 4	4 ½
York	1 7 5	8	1 0
Newcastle	1 5 8	5	6
Grimsby	9 1	1 5	0 ½
Barton	3 3	6	9
Immingham	1 8	1 5	10 ½

(H. C. Darby (ed.), *op. cit.*, p. 221)

〔三〕 十三世紀当時《public records》を通じて全イングランド的視野から捉えられた封建地代の支配的な形態は、通説とは異なり少くとも量的には貨幣地代であること、また貨幣地代の地理的な分布状況には辺境とみられた北西部諸州への強い偏向性があること——これらのことは研究史の最新の成果に照してほぼ異論なく承認できることである。しかし、他方では前述のようにかかる一般の趨勢に抗して、東南部における巨大所領を基盤とする賦役制の復活・強化がまさに反動的に推進されたのである。この『封建的反動』（コスミンスキー）の契機となったものは当該所領の周辺に展開する遠隔地間商業の発達であり、その経済構造は近代化における『プロシヤ型』の進化すら想起させるといえよう。

一方、貨幣地代の主要な立地とされる北西部の事情もなお検討を要する幾多の問題を提示する。一般に、北西部諸州ではコスミンスキーの指摘するように「荘園的要素」(manorial elements)——領主直管地と農奴保有地 Land in villeinage——の成熟が微弱であるばかりでなく、しばしば初発からこれを欠除するような所領形態、すなわち「非荘園的所領」(non-manorial estate)の存在が特徴的であった。⁽¹⁸⁾そして、このような「古典荘園」型からのきわだって大きな偏差を示す北西部所領は、十三世紀当時、いちはやく「地代荘園」(Rentengrunderschaft)へのオリエンティールングを断ち難く明示していたのである。⁽¹⁹⁾また、こうした所領構造の特殊性に対応して、換言すれば、賦役制が一貫して構造規定的な発展を示しえなかつた社会的・歴史的諸条件に応じて、この地方における農民経営の自立性もまた相対的に高く、それが貨幣地代の優位という事実を示されるようなあの「小商品生産」の早熟的な展開に帰結したものと思われる。⁽²⁰⁾

こうした「地代荘園」的構造の優越したイングランド北西部における封建的土地所有の場合にも、東南部所領に劣らず、所領経済の遠隔地貿易との接触はこれまた極めて緊密なものがある。すなわち、ニューキアスル Newcastle、

「ハル Hull」、ボストン Boston、リン Lynn といった諸港を基軸とする羊毛輸出貿易の発展にともない、聖俗の別なく、この地方の所領はその生産的基礎として逸すべからざる重要な意義を担ったのである。このことは、あのリチャード一世の虜囚と約一〇〇、〇〇〇磅にのぼるそれへの「身代金」(ransom) 徴達をめぐる一連の事実を引くまでもなく、⁽²¹⁾ある程度まで周知のところといえよう。

いうまでもなく、かかる事態もまたひとつの『領主経済における交換の発展』(ユスミンスキー)にほかならないのであるが、当面の所領における「地代荘園的」非荘園的「パターン」の埒内で、それはいかなる形態の流通機構を構成しえたであろうか。また、それは当該地方における農民経済のうえに、とりわけその「小商品生産」としての展開過程のうえにいかなる影響を与え、またどのような帰結を齎すべき性質のものであろうか。東南部所領のあの賦役制の反動的な興隆とともに、これまたわれわれの適確な把握を鋭く要請している。⁽²²⁾

以上、われわれは右のような分析視角から、対象をヨークシャーの幾つかの所領に限定しつつ、その独自の羊毛商品化過程の実態を究明していくことにしたい。しかしながら、われわれの直面する研究上の制約ははなだしく、東南部所領へのそれに比すべき一篇のモノグラフすら見いだし難い実状である。こうした狭隘な研究的条件を反映して、本小論で取られる論点ももっぱら流通過程にのみ集中されるであろう。

(18) イングランドの西北部、東南部両地域の異質性に関し、これを所領構造のみでなく定住様式や耕地形態をもそれに対応させて理解しようとする試みが我が国の研究者の間にみいだされる。その一例として、田中裕氏の力稿「中世農業の諸類型とその展開構造——主として一三世紀及び一四世紀前半期のイングランドを中心として——」『社会経済史学』第二三卷第四号、第五・六号所収)を挙げねばならない。田中氏の対照的理解は両地域の村落形態の型の検出を基軸として展開されており、『聚落型共同体』を東南部の、そして『散居型』共同体を西北部のそれぞれ代表的な村落形態として措定し、それに立脚して次

のような展望が導かれている。『この共同体類型こそ、荘園経済の動向に、種々の志向を与えたのである。いわば前者が容易に「封建的反動」に帰結するに對し、後者はいち早く解放的な「地代荘園制」の動向を辿った。而して中世商業は、前者を基盤とする大荘園を基軸として展開し、これが中世遠隔地貿易の繁栄を招来した。その限り、後者を基礎とする荘園は、寧ろ脇役的存在であつた。』そして巨大荘園の危機の深刻化する一四世紀の後半以来その比重は逆転し、後者は「自由村落」として再編成され、『小資本』と「局地的市場」が展開する。』(同稿「続」四三頁)

この田中氏の力稿にたいする筆者の積極的な所見の開陳は他の機会に譲りたいが、耕地形態とそれに照応する村落構造の理解については若干の異論がある。周知のように、この類型的把握とその地理的分布とに關しては田中氏も一部引用されたH・L・グレイの古典的研究 *English Field Systems* (1918) があるが、グレイの検出した「聚落型」村落の分布はコスミンスキーの「古典型」所領のそれとは明かに合致しない。例えば「封建的反動」の強力なイースト・アングリアはミッドランド型の領域外であり、逆にヨークシャーのイースト・ライディングの平野地帯はその地域に含まれてくる。また、中世家族とその相続慣行の問題をとりあげたG・C・ホーランド、George C. Homans の一連の社会学的研究成果によれば、長子または末子による「分割不能相続」(impartible inheritance) の支配的な地域はグレイの「ミッドランド・システム」の地域と符合し、「分割相続」は東南部のイースト・アングリア地方等三圃制農法を欠いている地方に行われているとされており、田中氏の所説と大きく背離してゐる。G. C. Homans, *Partible Inheritance of Villager's Holdings*. Econ. Hist. Rev. Vol. III, No. 1, 1937, *Rural Sociology of Medieval England Past & Present*, No. 4, 1953, ditto, *English Villagers of the 13th Century*. 1941 esp. Book II Family. など、鶴川馨「中世家族についての史的研究の一動向」〔立教経済学研究〕第十二号第二号所収) にその一部が紹介の機会をえている。田中氏からはその点に關する説得的な説明をえたいという感想をもつのであるが、その論点は恐らく農民の生産力的自立性が直ちに封建的諸規制からの自立性を意味するかという問題を含むであろう。なお当面の段階で北西部所領と遠隔地貿易との關係をネグリヂブルなものとして捨象しておられるが、それは恐らく何かの誤解ではあるまいか。

(19) コスミンスキーは「非荘園的所領」を封建的土地所有の未成熟な形態として捉え、「古典荘園」からの偏差にのみ注目しているように思われる。かかる観点からは、これを「古典型」に對立する所領類型とみなす見地は直接導かれない。「地代荘園」

の構造と「自営農民」の成立に關しては、ちよびたり G. von Below, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters in ihren Grundzügen*, 1937. 高橋幸八郎「市民革命の構造」第一篇第二節等を参照すべきである。その他、前掲拙稿の第二節をみよ。

(20) この点とくに高橋氏の前掲著および「封建制から資本制への移行」(一橋大学「経済研究」第二卷第二号所収)参照。

(21) このとき、王妃と Justiciars とは、一一九四—一六〇六年の各ミクルマスにイングランド各地からシェリフを通して毎年約一三、七五〇磅を国王の身代金に充当する目的で徴収しているが、そのイングランド内の財源として聖俗各人の収入と動産の四分の一のみでなくシスター教団その他の修道院の羊毛がきわめて重要な意義をもったのである。R. J. Whitwell, *English Monasteries and Wool Trade in the 13th Century*. *Verteljahrschrift für die Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. II, 1906. SS. 1, 2.

(22) 近年本邦の学界の一部に、十三世紀のイングランドにおける羊毛輸出貿易の發展がマナー体制の解体＝貨幣地代の成立のために極めて推進的な役割を演じたことを強調し、それを北西部の事態をふまえて論証しようとする傾向が存在する。それぞれデイトルにおいて異なるとはいへ、保坂栄一氏の論稿「中世イギリス牧羊業の展開」(青山学院女子短大「紀要」第八輯)とともに白杉庄一郎氏の諸著作、とくに「資本主義成立史の原型」(一)が右のような所説を展開している。白杉氏の所説については既に旧稿において批判的に紹介しておいたし(前掲拙稿五四、八九頁)、保坂氏の論稿については後段で一括して取扱うはずである。しかし両氏に共通していることは、当時のイギリス産の羊毛が輸出貿易において類を絶する高度な市場性を有していた事実に着目し、それから近代化への展望をそれぞれの仕方でも導くことにより、理論構成の基軸にされたことであろう。もちろんこうした事実は既に多くの研究がある程度まで一致して指摘しているところであるが、その歴史的意義を封建的土地所有の解体のために、また農民の小商品生産者としての向上・分解のために、一義的に促進的なものとして論じていることには、なお多大の疑問を抱かざるをえない。ことに、この点を牧羊経営が穀物生産に比して多くの労働力を必要としないといった技術的な問題に關連させて使用価値的視点から理解しようとする意図があるとすれば、なおさらその感を深くする。以下、本稿での設問と行論には、かかる分析視角への批判が一貫してネガティブな形で含まれることにならう。

二 北西部所領と羊毛貿易

——ペゴロッティ・リストを中心として——

〔一〕 羊毛輸出貿易と北西部所領——とくにシトー派教団所領を中心とする宗教所領——との関連性を追究し、その固有の流通機構を解明しようとするとき、まず想起される標準的な史料はいわゆる《Pegolotti's List》であろう。この史料はかのウィリアム・カニングガム W. Cunningham がその大著 *Growth of English Industry and Commerce* の第一巻のアペンディクス(D)として編纂・収録して以来、⁽¹⁾ 当面の問題に関する最もポピュラーな史料として広く利用される機会をえたのであるが、その史料的不完全さにも拘らず、今日でも鳥瞰的な知識を伝える唯一の史料たるを失っていない。本小論においても、まずこの史料の検討から始めることにしたい。

この史料の作成者フランチェスコ・ペゴロッティ Francesco Balducci Pegolotti は、詳細は明かにできないが、高名なフィレンツェの商人バルディア家 *Bardi* ⁽²⁾ の手代として、十三世紀末葉から十四世紀初頭にかけて多量のイギリス産羊毛を買占め、これをフランドルにあるいはイタリアに供給していたようである。ペゴロッティがどのような目的でこれを作成したかは遺憾ながら全く明かにされていない。このことは多くの修道院名とともに価格が併記されているこの史料の価値を著しく減殺することになるが、作成年代については正確ではないまでもある程度まで推測が可能である。編者カニングガムは、エドワード一世がフランドルから織布技術を導入した一二五〇年に近接

Recorded Cases
in
Pegolotti's List

Lincolnshire	38
Yorkshire	37
Nottinghamshire	7
Leicestershire	6
Staffordshire	6
Northamptonshire	6
Essex	6
Oxfordshire	5
Bedfordshire	4
Gloucestershire	4
Devonshire	4
Sussex	4
Cambridgeshire	3
Cheshire	3
Hampshire	3
Worcestershire	3
Buckinghamshire	3
Warwickshire	3
(others	50)
Total	195

た年代を想定⁽³⁾し、ルート H. E. Wroot は一三二五年とみているが、昨年公表されたダンキン P. A. Donkin の研究では、両者のほぼ中間に当る時期、すなわち一二八一—九六年よりも若干早い年代に作られたという考証が試みられてゐる。⁽⁵⁾

史料はエディンバラ Edinburgh ニューボトル Newbottle のシトー派修道院にはじまる一九五の修道院名を記録し、その各項については一様ではないがそれぞれ取引価格と年間供給量を記している。以下一例を掲げよう。

《Nioborotli (Newbottle, Edinburgh) la buona, marchi 14½, e Ila mojana mar. 9. e locchi mar. 7½ il saccho, e ànnone da 30. sacchi per anno 修道院ニューボトル。上質一サック当り一四½マーク。中質九マーク。劣質一サック当り七½マーク。年間三〇サック。》⁽⁶⁾

このペゴロッチェの史料に記載されている修道院名はいうまでもなく彼れの取引契約の対象を示すものと理解すべきであるが、その州別の分布状況をイングランドについて表示すれば次のとおりである。

この表が明示する
ように、外商ペゴロ
ッチェの活躍は当時
イングランドにおけ
る二大羊毛生産地域
たるリンカンシャー
とヨークシャーに極

端に集中している。またE・パワーが一二七五年の《Hundred Rolls》に基づき、リンカン、ヨークの両州で羊毛商人が最も頻繁に活動した事実を指摘しているが、この点もまたわれわれの史料の語るところとまさしく符合するものである。総じて、十三世紀当時イングランドにおいて生産された羊毛は、繊維の長いものと短いものとに大別することができる。前者は主として梳毛を施したのち縮絨することなくウーステッドやサージに織りあげられ、また後者は縮絨行程を経た重い布地として一般に用いられるのであるが、前者はとくに豊かな牧草地に恵まれたコーツウォルズ Cotswolds とリンカンシャーが生産の中心地帯であり、後者はヨークシャーからスコットランドにかけて展開する峡谷地帯で生産されていたものである⁽⁸⁾。従ってペゴロTTYの活動がこの両州に集中的になされたのもかかる事態を反映したといえよう。

さて、われわれの史料が提示する特徴の一として次に次にシトー教団所領の優位が指摘されねばならない。この史料に記載されている修道院名はシトー教団、ベネディクト教団、プレモントレ教団、オーガスティン教団等々のそれを網羅しているのであるが、そのうちシトー派の修道院は七二、修道尼院一〇となり、総計一九五例のうちの四一パーセントを占めている。これにたいしてベネディクト派の修道院の数は三二、オーガスティン教団は三三、プレモントレ教団二二、ギルバート教団二〇になり、その比重は遙かに低くなっている。この点に加えて後出の表にも示されるように、ペゴロTTYにたいして年々最も多量の羊毛を販売していたグループにシトー派修道院が圧倒的に多いという事実を考慮するならば、シトー派修道院の優位はさらに加重して理解されねばならないであらう⁽⁹⁾。

このシトー教団は、一〇九八年にベネディクト教団から独立、聖ベネディクトゥスの本来の戒律に復帰することを標榜してブルゴーニュのシトーCitauxに創立をみたのであるが、⁽¹⁰⁾イングランドに最初の修道院をもったのは

一一二八年で、サリーのウェイヴァリー Waverley にその基礎をおいたものである。⁽¹¹⁾以来、南部やミッドランドのみでなく、この新興教団の修道院はイングランド北部からスコットランド、ウェールズの僻地にまで急速に設立されていった。ヨークシャー最大の牧羊経営を誇るあのファウントゥンス修道院は一一三二年に、またリーヴォ修道院はその前年にそれぞれ設立され、⁽¹²⁾一一五三年には全イングランドに存在する同教団の修道院は約五〇を数えるまでになっていった。⁽¹³⁾この教団に所属する修道院の設立が、一般に荒蕪地・森林地等への開墾を契機として行われていたことは既に広く指摘されてきたが、このドゥムズ・デイ以来の伝統的な封建的版図の埒外にこの教団が自己の設立の場をもとめたという事実は、⁽¹⁴⁾その所領構造に独自の「非荘園的」形態を附与する一つの重要な歴史的要因とみるべきものである。またベネディクト派にたいする教義上の批判は同教団のあの強力な農奴制——たとえばラムジー修道院の賦役制を想起せよ——⁽¹⁵⁾にたいする批判という契機をも孕み、⁽¹⁶⁾俗人修道士 Conversi, lay brother を中軸的労働力とするシトー派固有の所領経営を形成せしめるのであるが、その場合しばしば「一括された」(in uno clauso)⁽¹⁷⁾広大な直営地における牧羊経営が最も適合的なものとして採用されたのである。⁽¹⁸⁾この意識的「自覚的に構成され、また半ば歴史的に規定されたシトー教団所領はコスミンスキーによって当然その「非荘園的所領」の代表的形態として分類されている。まず領主直営地が全所領内に圧倒的な比重をもっていること、次いで農奴保有地が極端に小さく自由保有が極めて優越していること——これらがその主たる特徴でありその理由でもある。例えば、ペゴロッチの史料に『上質一五マーク。中質九マーク。劣質八マーク。年間七サック』と記されているソートリー修道院 (Sawtry; Saltrey, Hunts.) では、そのソートリーのホーム・マナーに二、四四〇エイカーの直営地を有しながら、農奴保有地は一〇エイカーにすぎず、その他直営地に附属する一四の《cottage》が記録されているのみで

ある。また、この修道院管下の他の七つのマナーについても、農奴保有地は総面積にしても五〇ヘイカーを出でず、これにひきかえ領主直管地は二、五〇〇ヘイカー、自由保有地は四四五ヘイカーに達している。⁽²⁰⁾ コスミンスキーはそのほかテム修道院 (Thame, Oxforde.) とストーンレー修道院 (Stoneleigh, Warwick.) の事例を掲げていぶか、イロロツキが『Tamo……annone da 5. sachta per anno ; Stalleo in Guarvicche (stoneley) …… annone da 10. saccho per anno.』⁽²¹⁾と記していることから判断した場合、それらの三倍から七倍の牧羊経営を展開していたリンカンシャーやヨークシャーの同教団所領では、領主直管地の比重は明らかに増加しているものと思われる。

(1) この史料はイロロツキの書『La Pratica Pella Mercatura』に収められたものであるが、カニンガムはその前掲書の第三版以降、その実態についてウァイツマン J.R. Whitwell の指示を得ている (op. cit. p. 638n.)。なお本小論では一九一〇年に改訂出版された第五版所収のものを用いる。

(2) R.A. Donkin, *Cistercian Sheep-Farming and Wool-Sales in the 13th Century*. *Ag. Hist. Rev.* Vol. VI, pt. 1, 1956, p. 2. なおイロロツキ家じじい『カニンガム』 cf. Seligman's *Encyclopedia of Social Sciences*; "The Bardi" (H. Hauser). またイロロツキ家じじい『カニンガム』の動静に関する『E. Russell, *The Societies of The Bardi and The Peruzzi and Their Dealings with Edward III.* in: G. Unwin (ed.), op. cit. 等を参照。

(3) Cuningham, op. cit. p. 628.

(4) H. Wroot, *Yorkshire Abbeys and The Wool Trade*. *Theores. Soc. Publ.* Vol. xxxiii, 1930, p. 7.

(5) ダンキンは(1)チェシャーのウェイル・ロイアル Vale Royal にこの修道院が初期のダーンホルの僧院から独立したが、その年代が一二八一年であるにもかかわらず、それについてはリストに記されていないこと、(2)同じくチェシャーのスタンロウ Stanlaw の修道院は一二九六年にリンカンシャーのウォーリー Whalley に移転しているがそれを示す記録がない

こと、以上の二点をあげて作成年代をそれらの年代より若干旧く、とすると判断してはる (Donkin, *ibid.*, p. 2 n.)。

- (6) Cunningham, *op. cit.*, p. 629.
- (7) Power, *op. cit.*, p. 22.
- (8) Pelham, *op. cit.*, pp. 242—47.; Power, *op. cit.*, pp. 21—2.
- (9) マンキンは八五ノーマンント近くと考へてはる (*ibid.*, p. 2)。
- (10) D. D. Knowles, *The Monastic Order in England*. 1950. p. 199.
- (11) Knowles, *op. cit.*, pp. 175, 247. etc.
- (12) *ibid.*, pp. 175; Pelham, *op. cit.* p. 185.
- (13) Pelham, *op. cit.*, p. 185. ・ななサヴィニー教団 *Savigny* との合体によつて設立された修道院を除外すれば、一一五三年までに設けられた僧院は三六になるが、そのうちの三三はすべてヴァイッリー、リーヴォン、ノアウントウンスの三つの修道院を母体として設置されたものである (Knowles, *ibid.*, p. 247. and App. XI.)。
- (14) イングランド北部、ことはヨークシャーについてこの問題を追究したのは A. T. M. ビショップである。彼れは *アウムズデー・サーヴェイ* が行われた当時をな殆ど全面的に森林地であった地域に拓かれた開墾村落を「非荘園的村落」(non-manorial vill) として伝統的な村落と區別し、ことにこれらの新しい開墾村落において「自由な」農民の存在が特徴的であることを指摘しながら、その間に彼らの形成する「孤立農圃」と旧来の伝統的な「開放耕地制」との歴史的な緊張関係 *Spannung* が当該地域における村落史の独自の形態を規定したと主張してはる (A. T. M. Bishop, *Assarting and the Growth of the Open Fields*, *Econ. Hist. Rev.* Vol. VI, No. 1, 1935. esp. pp. 13—17; ditto, *The Distribution of Manorial Demesne in the Vale of Yorkshire*. *Eng. Hist. Rev.* XLIX, 1934. esp. p. 406. etc.)。マンモントは「非荘園的村落」は量的には五〇ノーマンントを超える程度とされているが、一般に、開墾は本来農奴制的な諸条件の成熟にたいしては阻止的な役割を果たすものであり、東南部についても、開墾地保有農民が賦役給付農民 (*operarii*) として編成されるより、むしろより自由な貨幣地代給付農民 (*cenuarii*) として賦役体系から解放される傾向が指摘される。(O. C. Douglas, *Social Structure of East Medieval Anglia*. Oxford Stud. Leg. & Soc. Hist. Vol. IX, 1908. pp. 82 seq.; E. Miller, *op. cit.* pp. 119—29.

etc.)。なお後の註(18)参照。

- (15) cf. N. Neilson, *Economic Conditions on the Manors of Ramsey Abbey*.
- (16) この点についてはシスター教団が一一一九年に第三代僧院長ノーティンタム S. Harding のもとで制定した《Carta Caritatis》が明示するところである。例えば Knowles, *op. cit.*, pp. 208—16. における分析をみよ。
- (17) シスター教団の《conversion》に関しては Knowles, *op. cit.*, p. 348 seq. をみよ。ロズミンスキークの《conversion》を土地保有農民でないという理由で「自由な労働力」とみなす見解に警告を発し、それが修道院の規律という経済外的な紐帯によって緊縛されていた点に注意を喚起しようとする (Kosminsky, *Studies*, p. 113)。
- (18) 例えばノールズによって試みられた所領構造の簡潔な描写をみよ (ibid., pp. 215—16)。⁹ その特徴的な《grange system》の展開と牧羊経営との関連についてはノールズの説明は有用である (ibid., esp. pp. 348 seq.)⁹。
- (19) Cunningham, *op. cit.*, p. 634.
- (20) Kosminsky, *op. cit.*, p. 112.
- (21) Cunningham, *op. cit.*, p. 633.

YORKSHIRE

English Name.	Italian Name.	Order.	Best quality. Marks.	Middle. Marks.	Locks. Marks.	Unsorted Fleeces. Marks.	Annual Stock Sacks.
Fountains	Fontana	Cistercian	21	12	9	—	76
Rievaulx	Rivalse	"	17½	10½	9	—	60
Jervaulx	Giervalese	"	17	10½	9	—	50
Bridlington	Brindellintona	Aug. Can.	—	—	—	13½	50
Old Malton	Maltona	Gilbertine	17	11	6	—	45
Watton	Ghuantona	"	16½	10	8½	—	40
Byland	Biolanda	Cistercian	17½	—	9	—	35
Kirkham	Chircamo	"	—	—	—	14	30
Whitby	Guitebi ostrattone	Benedictine	—	—	9½	—	30
York, St. Mary's	Nostra Dama di veruicche	"	—	—	—	11	30
Kirkstall	Chirchistallo In Arдона	Cistercian	20	10½	9½	—	25
Meaux	Miesa In oldaraese	"	15	9	7½	—	25
Roche	Laroccia	"	17	11	7½	—	20
Warre	Guarterra	Aug. Can.	—	—	—	10½	20
Guisborough	Chisiborno	" "	—	—	—	12½	20
Sawley	Salleo in Chravenna	Cistercian	15	10	9	—	16
Selby	Sallebi	Benedictine	—	—	—	12	15
Newburgh	Niuborgho	Aug. Can.	—	—	—	13	13
Keldholme	Childomo	Cist. Nuns	—	—	—	12	12
Easby	Stanta Aghata	Premon- stratensian	—	—	—	13	10
Eggleston	Agrestano	"	15	10	—	—	10
Ellerton	Elertana	Ben. Nuns	15	9½	—	—	10
Arden	Ardena	" "	—	—	—	13	10
St. Oswald's,							
Nostell	Santo Usgualdo	Aug. Can.	—	—	—	12½	10
Rosedale	Rosedella	" "	—	—	—	10½	10
Swinhey	Suino In- oldarnesa	Cist. Nuns	14	9	7	—	8
Marrick	Marriche In- chosta	Ben. Nuns	—	—	—	11	8
Coverham	Choverramo	Premont. Can.	—	—	—	13	8
Hampole	—	Cist. Nuns	—	—	—	14	6
Drax	Dradicchisi	Aug. Can.	—	—	—	12	5
Wykeham	Vichamo In chosta rivalse	Cist. Nuns	—	—	—	11	4
Thickett	Tine chotte oppresso de Verruicche a miglia	Ben. Nuns	—	—	—	—	4
St. Andrew's, York	Santo Andrea di verviche	Gilbertine	15	9½	—	—	3
Clementshorp	Sanchimento	Ben. Nuns	—	—	—	—	3
Bolton	Boltona in Chravenna	Aug. Can.	—	—	—	12	—
Nun Monkton	Monacherone presso di verruicche	Ben. Nuns	—	—	—	11	—
Little Mareis, Yedingham	Endichamo presso di Maltona	" "	—	—	—	11	—

〔二〕ペゴロッチィの史料の特徴の一つとして注目すべき点はその価格三種が明記されている事実である。その価格が何を意味しているかを確定する十分な論拠は与えられていないが、ペゴロッチィがそれぞれの所領と定期購買契約（後述）を結んだ際に契約した買入価格と見なすのが妥当であろう。

前頁の表はルートがこの史料に記載されているヨークシャー所領の項を抽出し、比較対照の便宜のために、「年間供給量」の多い順に排列して作成したものである。⁽²²⁾まず第一にこの表から受ける印象は個々の価格がきわめて不規則な変化を示していることであろう。いま上質の羊毛を例にとった場合、ファウントゥンス修道院の二一マークを最高とし、またスウィンヘイ修道尼院の一四マークを下限として七マーク〔四磅一四志〕という隔差の間をそれぞれ占めている。これを他の州の事例をも加えて比較したならば、二八マークの取引価格を示したドウヴァ修道院、ティンターン修道院が上限となり、価格差はさらに一四マークに開き上限と下限とはまさに二倍のひらき生じている。便宜上他の州の所領に関する記載事項を抄録したルートの表も次頁に示しておく。⁽²³⁾

このような取引価格の多様な変化を齎らした要因はいかに理解されるべきであろうか。かつて別個の史料を用いて羊毛価格の地域差を十三・四世紀について検出したるJ・E・T・ロヂャースJ・E・T・Rogersはその要因の一つとして運輸費を挙げている。そして彼れの史料から抽出した羊毛価格がヨークシャー等のイングランド北部で比較的低廉であったに反し、サザムプトン Southampton を中心とする南部やイースト・アングリア地方で高くなっている傾向を指摘している。⁽²⁴⁾この傾向はペゴロッチィの数字にもある程度まで妥当すると思われる。しかし対象をヨークシャーに限定してみた場合、当時明かに羊毛の主要な輸出港の一つであったハルに最も近接したモウ修道院の羊毛価格が一五マークという最低の水準に留まり、ペニンの峡谷地帯のファウントゥンス修道院やカークストー

OTHER MONASTERIES.

English Name.	Italian Name.	County.	Order	Best	Middle.	Locks	Un-	Annual
				quality	Maiks.	Marks	sorted	stock
				Marks			Fleeces	Sacks
							Marks	
Holm Cultram ..	Olcholtramo..	Cumber-land	Cist.	18	—	9½	—	40
Kirkstead ..	Chiricchistede	Lincoln	”	24	11	9½	—	40
Revesby ..	Revesbi ..	”	”	20	11	9½	—	40
Newminster	Nio Mostriere In orte bellanda	Northumb.	”	17½	11	9½	—	35
St. Catherine, Lincoln ..	Santa Chaterina di Nicchola ..	Lincoln	Gilb.	22½	12½	—	—	35
Furness ..	Fornace In nortobellanda ..	Lancs.	Cist.	18½	—	10	—	30
Louth Park	Il parcho di Liuia	Lincs.	”	19	11½	—	—	30
Semperingham	Samperinghamo	”	Gilb.	20	10½	9	—	25
Wardon ..	Guardona ..	Beds.	Cist.	16	10	8	—	25
Kings wood	Chincheslda ..	Wilts.	”	26	15	—	—	25
Valle Dei ..	Lavalidio ..	Lincs.	”	19½	11½	10	—	24
Dore ..	Dora ..	Hereford	”	28	15	14	—	16
Tintern ..	Tanterna ..	Mon.	”	28	15	12	—	15
Waverley ..	Guarverlea ..	Surrey	—	25	16	14	—	14
Shap ..	Ciappi in Vestrebelle ..	Westmor.	—	—	—	—	9	10
Swineshead	Svinsivede	Lincs.	—	16	10	8	—	6
Calder ..	Chalderea In choppolanda	Cumb.	—	—	—	—	12	4

十三世紀イングランドにおける羊毛輸出貿易とその基盤

ル修道院 Kirkstall の取引価格が二〇ヤーク以上となって記録されている事実を説明することは不可能である。そこでルートはさらに品質という条件を掲げている。⁽²⁵⁾しかし同一の商人によって一方的に選別された羊毛が、⁽²⁶⁾個々の取引に際して大きな価格差をうむほどの差異があったであろうか。

以上二つの条件はいずれもこの史料にみられるような大きな価格差を惹起した規定的要因と考えるには余りにも根拠に乏しい。もちろんこのペゴロッチェイの史料から決定的な判断を下すことは不可能であるが、しかし十三世紀当時領主による羊毛の販売がほとんど例外なく外国商人の前貸契約という形をとっていた事実がここで考慮されねばならない。具体的な実態については後段において取扱われるはずであるが、

この場合羊毛の取引価格のなかに現金の前貸により商人が追加的に取得する高利が含まれたことはほとんど自明のことであろう。⁽²⁷⁾ 運搬費・品質の優劣という原因と並んで高利とそれをめぐる商人対領主の力関係もまた各所領の契約価格の決定に大きく作用し、前掲のようなあの不規則な価格差をもたらしたものと思われる。⁽²⁸⁾

(22) Wroot, op. cit., p. 9.

(23) Ibid., p. 10.

(24) J. E. T. Rogers, A History of Agriculture and Prices in England, Vol. I, 1866, pp. 364 seq.

(25) Wroot, op. cit., p. 10.

(26) 当時外国人にたいしシトー教団によって販売された羊毛は、通常、商人の任命する選別人(Dresser)の一方的な裁定によって分類されるものであって、領主の羊毛分類にたいする意志表示の機会は与えられないのが原則であった(後述)。例えば Donkin, op. cit., pp. 6-7.

(27) 当面のペュロッティールバルディ家に代表される営みを「前期的資本」とよぶことには既に何びとも異論のないところであろう。そして既に指摘されたように、その資本としての機能は「洪水以前のな」単純な商品＝貨幣流通のみを前提とするものである。それは前期的資本の双生児形態たる商人資本においても高利資本においても同様である。他方、このことは何らかの共同体規制に第一次的に立脚する前近代的生産様式存在によって与えられた「生産の気孔」——大塚久雄氏の適切な表現によれば『共同体の規制力の及ばぬ一種の社会的真空地帯』(同「共同体の基礎理論」四一—二頁)——が存在し、価値法則が共同体規制に妨げられて生産を全機構的に包摂しえない、という事情にも対応する。したがってきわめて偶発的に決定される地域間の価格差を投機的に操作することによって商人資本の取得する「讓渡利潤」も、また、支払手段としての貨幣の慢性的な不足に独自の地盤を占める「高利」も、無規定的な水準にまで高められるのである。歴史的にみて、こうした前期的資本の両形態はしばしば同一経営の内部に編成され、「讓渡利潤」と「高利」との相互関係を形成している。K. Marx, Das Kapital, Bd. III, ss. 641, 643, 644—45, etc. 大塚久雄「近代資本主義の系譜」第一、第二論文等々。

(28) ペュロッティールリストには当面の価格記録のほか次に次のような価格に関する記録が含まれている。すなわち、この史料は

スコットランドの八つの修道院に関する購買記録から始まっているが、イングランドのシトー教団所領についての記録に先だって設けられている“Cogliette (最良質羊毛)”の項がそれである。そこには一一の地名とともに次の価格が示されている。

Cogliette

Cogliette

Di Luizenstri (*Leicester*) la buona marchi 12 saccho. Di Granno (*Granham*) mar. 13. il saccho.

Di Ledesia (*Leeds*) mar. 12½ saccho.

Di Montingamo (*Nottingham*) mar. II saccho.

Del Pecche (*The Peak*) mar. 10½ saccho.

Di Rottolanco (*Rotland*) mar. 12 saccho.

D' Elmetta (*Elmet*) mar. II il saccho.

Dinpoite mar. 10. emezzo il saccho.

Di Tresche (*Thirsk*) mar. 10½ il saccho.

Di Vesuciche (*York*) mar. 10½ saccho.

Di Chondisquardo (*Cotswolds*) mar. II. saccho.

この記載についてルートはそれぞれの都市の、または農村の市場における最上質の羊毛の取引価格を記したものと考えている (*ibid.*, p. 8)。しかし、そこに記された価格は比較的整一なものであり、また同じ史料の示す契約価格に比して平均五マール程度低くなっていることは注目に値するが、この点についてはこれ以上何も積極的に明かにすることはできない。ただ、たとえ「前資金」によつてある程度まで相殺されるとはいえ、商品所有者が封建領主であるという身分的な (*standisch*) 要因がある程度まで価格決定を左右しえたことを示唆するものではあるまいか。

以上「ペゴロッティ・リスト」の記述に依拠するというきわめて限られた視点をとつて、十三世紀後半における修道院所領の羊毛販売について概観を試みたのであるが、それによりシトー教団所属の所領をはじめとするイングランド北西部の教会所領において、羊毛輸出貿易との接触がいかに活発に行われていたかある程度まで明かにすることができたと思われる。さらに次節以下においては、その個々の具体的な姿態をヨークシャーにおける若干の事例について検討し、本稿所期の問題点に接近することにした。

〔以下次号〕